

豊島区防災士資格取得助成要綱

令和4年4月19日

4豊総防発143号

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格取得をする者に豊島区防災士資格取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進するとともに、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 「自助」・「共助」・「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録（以下「認証登録」という。）を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修センター等 防災士機構が認定した研修機関で、かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、豊島区に住所を有し、かつ、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 講座を受講してから6ヵ月以内に防災士の資格を取得した者
- (2) 防災士の資格取得後、積極的に区が行う防災訓練その他防災に関する区の活動に協力する意思のある者
- (3) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定がない者

(助成の対象及び助成金の額)

第4条 本助成の対象は、防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座（以下「講座」という。）に係る費用とする。

2 助成金の額は、講座を受講するために必要な額のみとし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度4月1日から区が指定する期日までに、豊島区防災士資格取得助成金交付申請書兼同意書（別記第1号様式）にて申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる処理を行う。

(1) 申請内容を審査し、交付が適当であると認めるときは、豊島区防災士資格取得助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知する。

なお、区長は本決定に際し、条件を付することができる。

(2) 申請内容を審査し、交付が不相当と認めるときは、豊島区防災士資格取得助成金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。

(3) 助成金の申請者が募集人数を超える場合は、区が行う選考により交付対象者を決定する。

（実績報告）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、防災士機構に防災士認証登録をされたときは、速やかに豊島区防災士資格取得助成金交付実績報告書（別記第4号様式）に防災士認証状又は防災士証の写し、受講料がわかる書類を添えて、区長に報告するものとする。

（助成金の額の確定及び交付）

第8条 区長は、前条の報告があった場合はこれを審査し、その内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、豊島区防災士資格取得助成金額確定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 講座の受講後6ヵ月以内に防災士認証登録を受けることができないとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき。

(4) 交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

(5) 交付決定者が取消しの意思表示をしたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、速やかに防災士資格取得助成金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、豊島区防災士資格取得助成金交付返還請求書（別記第7号様式）により交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の規定による助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、豊島区補助金交付規則の定めるところによる。

（助成金を受けた者の責務）

第11条 助成金を受けた者は、次の責任を負う。

(1) 災害発生時の救援センター開設及び運営に係る支援

(2) 区が行う防災訓練その他防災に関する区の活動への協力

(協力依頼)

第 12 条 区長は、交付決定者に対し、防災に関する区の活動について協力を要請することができる。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 2 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

豊島区長

豊島区防災士資格取得助成金交付申請書兼同意書

豊島区防災資格取得助成要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

フリガナ 氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	@
必要書類	<input type="checkbox"/> ご本人確認ができる書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民票写し等)

同意書

私は、豊島区防災士資格取得助成金交付申請を行うにあたり、次のことについて同意します。

- 1 災害時、豊島区内救援センターの開設及び運営に支援・協力すること
- 2 防災士資格取得後、防災訓練その他防災に関する区の活動に協力すること
- 3 防災士資格を取得した旨の情報を、区長が防災機関等に提供する場合があること
- 4 特段の事情なく、長期間1及び2に係る区の協力要請に応じない場合は、助成金を返納する場合があること

氏名（本人自署）

裏面もご記入ください。

◆本助成について応募した理由や防災士資格取得後どのように活かしていくか等、自由にご記入ください。

※本欄は、助成金交付申請者が募集人数を超える場合に実施する「交付対象者選考」で活用させていただきます。

年 月 日

様

豊島区長 (氏名) 印

豊島区防災士資格取得助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった豊島区防災士資格取得助成金について、下記のとおり決定しましたので豊島区防災士資格取得助成要綱第 6 条の規定により通知します。

記

助成可否	アイテムを選択してください。
助成金交付決定額	円
氏名	
住所	〒

(助成条件等)

- 1 本制度を利用し交付された助成金は、助成目的のとおり使用し、他の目的に使用しないでください。目的外の使用が認められた場合は、助成金を返還していただくことがあります。
- 2 次のいずれかに該当した場合は、助成を取り下げます。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
 - (2) 区長が助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき
 - (3) その他、豊島区防災士資格取得助成要綱の規定に違反する等、区長が助成の交付について不適當であると認める事由が生じたとき
- 3 本助成金は、地方自治法第 199 条第 1 項の規定により、本区監査委員の監査対象になります。

以上

第3号様式（第6条）

年 月 日

様

豊島区長（氏名）印

豊島区防災士資格取得助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった豊島区防災士資格取得助成金について、
下記のとおり交付申請を却下しましたので通知します。

記

却下事由	
氏名	
住所	〒

以上

第 4 号様式 (第 7 条)

年 月 日

豊島区長

豊島区防災士資格取得助成金交付実績報告書

豊島区防災士資格取得助成要綱第 7 条に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

フリガナ 氏 名	①
住 所	〒
電話番号	
受講日	年 月 日
認証登録日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 「防災士認証状」又は「防災士証」の写し <input type="checkbox"/> 「領収証」の写し（受講料がわかるもの） <input type="checkbox"/> 豊島区防災士資格取得助成金振込依頼書

以 上

年 月 日

様

豊島区長 (氏 名) 印

豊島区防災士資格取得助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった豊島区防災士資格取得助成金について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので豊島区防災士資格取得助成要綱第 8 条の規定により通知します。

記

助成可否	アイテムを選択してください。
助成金交付決定額	円
氏 名	
住 所	〒

(助成条件等)

- 1 本制度を利用し交付された助成金は、助成目的のとおり使用し、他の目的に使用しないでください。目的外の使用が認められた場合は、助成金を返還していただくことがあります。
- 2 次のいずれかに該当した場合は、助成を取り下げます。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
 - (2) 区長が助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき
 - (3) その他、豊島区防災士資格取得助成要綱の規定に違反する等、区長が助成の交付を不相当と認める事由が生じたとき
- 3 本助成金は、地方自治法第 199 条第 1 項の規定により、本区監査委員の監査対象になります。

以 上

第6号様式（第9条）

年 月 日

様

豊島区長（氏名）印

豊島区防災士資格取得助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請を受け、年 月 日付で豊島区防災士資格取得助成金交付決定通知書を送付いたしましたが、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

取消しの事由	
氏名	
住所	〒

以上

